

**緊急雇用創出事業基金事業 「農林水産物産地直売所を核とした6次産業化モデル事業」  
委託業務基本仕様書**

**1 事業の目的**

平成21年度に緊急雇用創出事業基金事業で実施した「農林水産物産地直売所及びふれあい体験施設実態調査」の調査において、店のブランドづくりに苦慮している産地直売所があることがわかった。また、産地直売所の更なる発展のためには、新たな商品開発や売り場環境の改善などが重要なポイントであることがわかった。

そこで、産地直売所が新たな販売方法を確立して、更なる地産地消の推進と農林水産業の活性化につながることを目的とし、以下の事業を実施する。

また、本事業は、緊急雇用創出事業基金事業として、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出、提供することを目的としている。

**2 事業の内容**

受託者は、次に示す事業を行う。

(1) セミナーの開催

日 時：

場 所：

テーマ：

(2) モデル産地直売所の選定

選定方法：

(3) 新たな販売方法の確立

ア 商品開発

イ 売り場環境改善

ウ リニューアルイベント

(4) 取組成果の発表会の開催

日 時：

場 所：

(5) その他

産地直売所の更なる発展のために効果的と思われるもの。

(6) 報告書の作成

委託内容をまとめた報告書を作成する。

**3 納入物品、納入期限、納入場所**

(1) 納入物品

納入する物品は次のとおりとする。

ア 当該委託事業の成果を記載した完了報告書

イ 雇用・就業の実績報告書

ウ 委託事業の内容をまとめた報告書 1部及び、そのデータをCD-ROM等の記憶媒体に収録したもの。

(2) 納入期限

平成23年2月28日(月)までに納入すること。

なお、納入に当たっては、監督員と事前にその内容について十分調整を図ること。

(3) 納入場所

愛知県農林水産部農林政策課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

#### 4 事業実施の要件

本事業は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して行うため、「緊急雇用創出事業実施要領」に規定する要件を遵守するほか、県が定める要件に基づいて実施するものとする。

主な要件については、以下のとおり。

(1) 緊急雇用創出事業実施要領に規定する要件

ア 事業費に占める新規雇用者の人件費割合が5割以上であること。

イ 新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

ウ 新規雇用する失業者は、就業期間中において月に10日以上就業させるとともに、1日の勤務時間数は、原則4時間以上とすること。

エ 労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うこと。

なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務履歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によること。

「失業者」とは、労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない者のことをいう。派遣労働者は、失業者にはあたらないが、登録型派遣労働者であって、常用雇用に向けて仕事を探していることを常態とする場合は、失業者に該当する。

オ 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

カ 委託事業を実施する場合に取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。なお、50万円未満の財産であっても、リース又はレンタルが可能なものについては、リース又はレンタルで対応すること。

キ 委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満

たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む）との併給はできないものとする。

(2) 県が定める要件

- ア 新規雇用する失業者については、極力、県内の失業者とすること。また、新規雇用者は5人以上とすること。
- イ 委託事業の経理を明確にするため、受託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ウ 委託事業の再委託は原則として不可とするが、事業の遂行上、県が必要と認める場合は可能であること。
- エ 契約時に雇用予定者数、募集方法等について報告すること。また、必要に応じて雇用状況等の調査を行う場合には協力すること。

## 5 応募資格

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 事業を円滑に推進するため、愛知県内に主たる事業所を持つものであること。
- (3) 過去に産地直売所に関する何らかの事業等に携わった経験があること。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないものでないこと、また、6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- (10) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。

## 6 契約条件

- (1) 契約形態  
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額  
18,816千円以内（消費税及び地方消費税込み）
- (3) 契約保証金  
愛知県財務規則129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。  
（あるいは、愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に基づき全額免除する。）
- (4) 契約期間

契約締結日から平成23年2月28日(月)までとする。

(5) 経費支出基準

(人件費)

委託先事業所の既存の従業者、新規雇用者に支払われる人件費で、対象経費は以下のとおり。(事業者の諸規定に基づき支払うものとする。)

ア 給与等

本事業に従事する委託先事業所の既存の従業者及び新規雇用者に支払われる給与や賃金、人材派遣会社に支払われる登録型派遣労働者に係る派遣料金の0.7を乗じた額

イ 通勤手当

本事業に従事する既存の従業者及び新規雇用者に支払われる通勤手当

ウ 法定福利厚生費

本事業に従事する既存の従業者、新規雇用者の法定福利厚生費(雇用保険料、労災保険料、健康保険料、厚生年金料、介護保険料)の事業主負担分

エ その他

本事業の実施に必要な人件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

オ 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

(物件費)

本事業の実施に必要な物件費。但し、事業を実施する場合に必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満であること。なお、50万円未満の財産であっても、リース又はレンタルが可能なものについては、リース又はレンタルで対応すること。

ア 旅費

事業の実施に必要な交通費(レンタカー、電車代、タクシー代等)

イ 報告書作成費

成果物の作成に要する経費(現場撮影用のデジタルカメラ、データの編集用パソコンレンタル代、印刷物の作成に要する経費等)

ウ 報償費

セミナー等の開催時に依頼する講師への支払い費用

エ 会場借上げ費

セミナー等の開催時に使用する会場の借上げ費用

カ 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費(電話代、郵送代等)

キ 消耗品費

事業に必要な消耗品費

ク 派遣料金

人材派遣会社に支払われる登録型派遣労働者に係る派遣料金の0.3を乗じた額

ケ 再受託費

一部の事業を県の承認を得た上で再委託する場合の経費

コ その他

その他、事業の実施に必要な諸雑費

サ 事務雑費

上記に掲げた経費を除く、事務に要する経費

シ 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

(6) 委託費の支払条件

原則、精算払いとしますが、必要に応じて概算払いを認めることとします。

## 7 その他

- (1) 企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めないこととする。
- (2) 提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。
- (3) 受託者は、受託事業の実施にあたり、委託者と十分な打ち合わせをおこなうとともに、作業の進捗状況を適時、委託者に報告すること。
- (4) 受託者は、事業の遂行上必要と認められるものであって、本要項の解釈に疑義が生じた事項及び要項に明記していない事項については、委託者と協議し、委託者の指示に従わなければならない。
- (5) 受託者は、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (6) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (7) 県職員は、随時委託事業の事業に立ち会うことができるものとする。
- (8) 採用された企画の著作権は、県に帰属するものとする。
- (9) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。